

令和2年3月6日

令和2年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年3月6日 開会

令和2年3月23日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年3月6日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和2年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和2年3月6日(金)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和2年3月6日～3月23日(18日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	5番 木村 圭 議員 会議録署名議員の指名 6番 大澤 由香里 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ及び施政方針表明	—
6	議案第 1号	奥多摩町自治体統合に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
7	議案第 2号	奥多摩町移住・定例応援条例	原案可決
8	議案第 3号	奥多摩町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
9	議案第 4号	奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 5号	奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 6号	奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7号	奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8号	奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第 9号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第 10号	奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
16	議案第 11号	奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例	原案可決

日程	議案番号	議 案 名		結 果
17	議案第 12 号	奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例		原案可決
18	議案第 13 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約		原案可決
19	議案第 14 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について		原案可決
20	議案第 15 号	東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について		原案可決
21	議案第 16 号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について		原案可決
22	議案第 33 号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		原案可決
23	—	奥多摩町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙		決 定
24	—	陳情の受付について	陳情第 1 号	経済厚生常任委員会付託

(午後 2 時 37 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 2 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番 木村 圭議員、

6 番 大澤由香里議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 28 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。

令和 2 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営につきまして、去る 2 月 28 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

初めに、本定例会の会期であります、本日 3 月 6 日から 3 月 23 日までの 18 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず、本会議について、本日 6 日の本会議であります、議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 33 件であります。本日及び 11 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 13 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 2 名ですが、その内容についての通告を 9 日月曜日の正午までに提出されますよう、よろしく願いいたします。

また、13 日は常任委員会に付託し、審議が行われた陳情についての採決も行います。

なお、この 13 日のみ、本会議の開始時間を午前 9 時といたしますので、ご承知おきくださるようお願い申し上げます。

次に、3月23日の本会議4日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた令和2年度一般会計を初めとする特別会計、事業会計の全8議案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき、閉会する予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が1件と報告されましたので、3月11日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審議を願います。

なお、陳情について、13日に採択と決せられた場合には、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

次に、予算特別委員会は、3月16日に開会し、令和2年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月18日に予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

議案第1号から議案第8号までの各議案については、それぞれ単独上程の上、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第9号と議案第10号については、関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第11号と議案第12号につきましても関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第13号につきましては、単独上程の即決で、次の議案第14号と議案第15号につきましては、関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決で、次に、議案第16号につきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、3ページに飛びまして、議案第33号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、奥多摩町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、委員等の任期満了に伴い、選挙を行うもので、選挙の方法については、議長の指名推選により、本日、本会議において単独上程とし、採決については即決と決定しております。

本会議第1日目の本日3月6日は、この議事をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目、来週の11日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。提出案件及び上程別、採決別一覧表の2ページをごらんください。

議案第 17 号から議案第 24 号までの令和元年度一般会計を初めとする特別会計、事業会計の補正予算の 8 議案につきましては一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第 25 号から議案第 32 号までの令和 2 年度一般会計を初めとする特別会計、事業会計の当初予算の 8 議案については一括上程とし、議長を除く議員 11 名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定であります。

次に、議員提出議案が予定されておりますが、この扱いにつきましては、会期中に全員協議会を開催し、提出について協議、決定する予定であります。

以上が本定例会の会期日程と議案等の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 18 日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 18 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

令和2年度第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、令和2年は、町民皆様からの負託を受け、平成28年5月に4期目の町政を担うこととなってから4年が経過する任期の締めくくりの年であります。通算では16年を迎えることとなりますが、この間、私が町長の重責を果たすことができましたことは、町民の皆様、議員の皆様のご支援、ご協力のたまものであり、この場をおかりしまして心から感謝を申し上げます。

さて、私は、これまで町長として担ってまいりました16年に及ぶ町政において、町民の皆様が行政に何を求めているか、また、どのような考えを持っているのかを常日ごろから意識しながら、町民皆様が安全で安心して、この奥多摩町で暮らすことができるよう、スピード感をもってバランスのとれた行財政運営に努めてまいりました。

また、多くの住民皆様や関係団体などの参画をいただき策定いたしました平成27年度よりスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画においては、「『人 森林（もり） 清流 おくたま魅力発信！』～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～」をキャッチフレーズに、豊かな山々と清流の中で自然とともに共生する町において、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人がいやされ、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを推進しておりますが、その中でも過疎化が進行する町の最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトとして位置づけ、重点的に、また、積極的に推進してまいりました。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのため、少子化対策の推進として、出会い・暮らし、子育て・教育の分野を、また、住みたい方が住める町を築くため、定住化対策の推進として、仕事、住まいの分野を推進することとしております。

これらの対策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む当町において、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にもつながるものであり、高齢化率が50%と非常に高い状況が続く中、地域コミュニティが低下しつつある地域も見られる町において重点的に推進すべき取り組みであると考えて推進してまいりました。

このようなことから平成20年3月には、地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、住民皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を制定し、現在までさまざまな制度や

事業の見直しを行い、出会いの場支援としまして、ふれ愛サポートセンターによる交流の場やふれあいの場の提供を行い、子育て支援としましては、現在では、国が行っている保育料の全額助成を町が先駆けて実施し、さらには、小・中学校給食費の全額助成、高校生までの医療費の全額助成、産後健康診査等費用の助成、さらには、保育園から小・中・高等学校までの入園・入学・進学等支援並びに高校生等通学定期代助成など、これらの 15 項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業は、全国でも有数の支援策であると自負をしているところであります。近年では、他の自治体でも同様の支援策を実施しており、他の自治体の模範となる施策であると思うところであります。

また、平成 18 年度には定住促進を目的とした宅地を安価に分譲する事業を開始しており、平成 21 年度には、若者世代の増加・定住を図ることにより、活気ある地域を目指して若者定住応援条例を制定し、若者定住応援補助金の推進等の支援を行うほか、町営若者住宅の第 1 弾として、海沢地区に 9 世帯分を同年から 2 カ年かけて建設し、以降、大丹波地区や小丹波地区、棚沢地区、南氷川地区など、合計 57 世帯分を整備し、重点的に町営若者住宅の整備を行い、若者の定住を進めているところであります。近年では、22 年間定住すると無償譲与する子育て応援住宅の整備や、栃久保地区や川井地区等での分譲地の整備や、空家等活用促進事業交付金等により町へのご寄附をいただいた物件を活用した若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅等、さまざまな住宅の整備を一体的に推進してまいりました。

これらの結果、ことし 1 月時点で当町の年少人口、337 人のうち、実に 154 人、45.7% のお子さんがこれらの町営若者住宅や若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅、分譲地の整備等、各種の定住対策に重点的に推進してまいりました事業等によるものであります。成果の一端はここに少しずつあらわれているというふうに考えております。

このような結婚前の出会いの場から、定住対策と子育て支援を一体的に推進することで、この奥多摩町に住みたい、住み続けたいという思いを持っていただき、一人でも多くの方々がこの町で暮らせるよう奥多摩創造プロジェクトを一層推進してまいります。

また、これまでの間、若者の定住にばかり注力していたわけではございません。町の長年の懸案事項でありました町営水道の都営水道一元化が平成 22 年 4 月に実現し、それ以降、東京都水道局においては、ひむら浄水所、小河内浄水所及び大丹波浄水所など、取水・導水・浄水施設整備に 44 億 5,000 万円の投資をいただき、最新の浄水設備を備えた施設となりました。また、老朽化した水道管の更新等については、現在までにおおよそ 30 億円以上が費やされ、今後も同様に、耐震性能を有した水道管へと生まれ変わり、町

の水道については、安全で安心な水道供給体制が実現されるものと考えております。

町営水道時代には、町の一般会計から毎年5,000万円を超える繰り出しを水道事業特別会計へ行っておりましたが、この財政負担もなくなり、都営水道になりましたことにより、現在まで換算すると約5億円の繰出金の削減、また、各施設の更新等や町が借り入れた起債の償還金6億5,700万円等を考慮いたしますと、総額で86億円を超える多額の財政負担が解消されたこととなります。

また、公共下水道事業の奥多摩処理区の整備につきましては、平成18年度の工事着手から10年に及ぶ歳月と81億円にも上る莫大な費用をかけ事業を行い、起債につきましても37億、7,000万円と巨額な借り入れでありましたが、将来の元利償還金への財源対策としまして、減債基金を事業着手当時より13億円超まで着実に積み立て、当該基金の活用と将来を見通した財政運営の安定化を図ってきたところであります。

さらに、町単独で行っていたごみ処理事業については、クリーンセンターの老朽化等により、焼却施設の更新には30億円以上との試算がなされ、その財源も起債等により、将来にわたり財政を圧迫することが確実なことから、平成23年6月に地元住民皆様やあきる野市、日の出町、檜原村の加入自治体のご理解をいただき、西秋川衛生組合へ加入させていただき、加入に伴う施設整備負担金は7億6,000万円ほどでございました。この結果、22億4,000万円の財政負担を軽減し、住民生活に必要なごみ処理に対する不安が解消されました。また、最新のごみ処理施設であるため、住民皆様のごみ分別につきましても格段に向上したものと考えております。

さらには、公設の斎場整備の要望や火葬場の整備につきましては、町単独での整備や運営は不可能なことから、秋川流域斎場組合に平成25年5月より加入させていただきまして、住民皆様の施設利用料が式場使用料につきましても従来と比較して2分の1、火葬料につきましても8万円が1万円になる等、安価な料金で使用でき、広く住民に寄与する生活基盤の課題解決を図りました。

また、奥多摩町の町政施行により、観光立町を標榜する町として、おくたま海沢ふれあい農園の整備、森林セラピー事業の開始、はとのす荘の建てかえ等を行い、現在は日本一きれいな観光用公衆トイレを目指し、奥多摩駅前観光トイレの改修や観光用公衆トイレの清掃を行い、観光事業の振興を実現するなど、数多くの町の課題に積極的に取り組んでまいりました。

このような中、行財政改革、財政基盤の安定にも努めさせていただき、平成16年5月に私が町長に就任した時点の積立基金の状況は10億2,000万円程度であったものを平成

29 年度末には 42 億 8,000 万円とし、約 4 倍に増加させる一方、一般会計における地方債現在高は、平成 15 年度末 44 億 5,000 万円だったものを平成 29 年度末には 22 億 9,000 万円と 2 分の 1 に縮減をいたしました。これは新たな借入金の抑制を行い、その分の財源補完を東京都市町村総合交付金に求め、将来にわたる財政不安の解消に取り組んだ結果であるというふうに思っております。

次に、町を取り巻く国・都の行財政状況について申し上げます。

2 月 20 日、政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気は、輸出が弱含みながら、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している」と報告され、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題をめぐる動向等の海外経済の動向や、金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある」との基調判断が示されております。

国の令和 2 年度予算であります、一般会計総額 102 兆 6,580 億円と平成 31 年度当初予算と比べ 1 兆 2,009 億円、1.2%増加し、8 年連続で過去最大を更新し、昨年度に引き続き 100 兆円台の大台を突破しております。

次に、令和 2 年度東京都予算であります。発表されました予算原案によりますと、「東京 2020 大会を確実に成功させるとともに、『成長』と『誠実』が両立した、輝ける『未来の東京』を創る予算」と位置づけ、東京 2020 大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーをつくり上げること、都政が直面する諸問題に迅速かつ的確に対応するとともに、ソサエティ 5.0 の実現に向けた施策など、東京都が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取り組みを積極果敢に進めること、将来にわたる施策展開を支えるため都政改革にさらに進め、ワイズスペンディングの視点で、無駄の排除を徹底し、財政基盤をより強固なものとするを基本に編成されました。

一般会計の総額は 7 兆 3,540 億円で、前年度比 1,070 億円、1.4%の減となり、過去最大となった昨年度に次ぐ予算規模となりました。

特に、多摩・島しょの振興に係る予算においては 2,409 億円と、前年度に比べ 78 億円増であり、特に過疎による少子高齢化が進む中、町税収入も減少を続け、財政基盤の脆弱な当町にとっては大変重要な財源であります市町村総合交付金が前年度比 20 億円増の 580 億円計上されております。東京都の一般会計総額が減少した令和 2 年度に 20 億円もの増額をいただきましたことは、大変に感謝をすることでございます。制度創立以来 15

年連続での増額となり、これまで私は、13 町村の町村会長として力を合わせて、東京都に対し、強力に要望してきたことに対するご理解をいただけたものと思っております。

次に、令和 2 年度町予算の基本的な考え方であります。

当町においては、過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は、令和 2 年 2 月 1 日現在で 50%と、65 歳以上の住民が人口の半数に及ぶ状況の中、町財政における自主財源のかなめである町税収入は、平成 19 年度以降、一貫して減少する見込みのほか、歳入において大きな比率を占める地方交付税は前年と同額、東京都支出金も前年度と同程度の計上といたしました一方、主に基金の取り崩しにより繰入金を昨年度より増額させる予算編成を行い、一般会計の予算額は前年度から 1 億 1,000 万円増額となる 67 億 9,000 万円といたしました。

基金については、近年順調に積立額が伸びておりましたが、下水道事業における起債の本格的な償還による取り崩し、また、令和元年台風 19 号に係る災害復旧費の財源として取り崩しを行うことから、前年度に引き続き、令和 2 年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況であります。

令和 2 年度は、第 5 期長期総合計画の後期 5 カ年のスタートの年であります。従来実施してきた施策を評価することや、個々の事業については、毎年度実施している実施計画の中で、費用対効果の面からも見直しを行っておりますが、引き続き、町民皆様が何を望み、何を優先すべきと考えているのか、敏感に感じ取りながら、限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等にとり、適正かつ迅速に行ってまいります。

次に、令和 2 年度予算は、1 としまして、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化・若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画「おくたま魅力発信計画」の実現を目指すこと。

2 として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し、再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進すること。

以上の 2 つの考え方を基本として予算編成を行いました。

歳入の主な構成であります。都支出金が 27 億 9,941 万円、構成比では 41.2%を占め、前年度比 0.1%の減となっており、令和元年 10 月の台風 19 号によるワサビ田災害に対し、

国から激甚災害の指定を受け、それに伴う農林水産業施設災害復旧事業費補助金を1億2,000万円の皆増、内水面漁業環境活用施設整備費補助金が1億円の減、東京都市町村総合交付金については1億円の減で見込んでおります。東京都市町村総合交付金については、令和元年年度当初予算では大型事業が多いため16億円としておりましたが、令和2年度は平年並みの15億円として計上し、都支出金合計では308万円の減額となっております。

地方交付税は15億2,000万円、構成比22.4%で、前年度比増減なしの計上を行っております。

町税は6億8,967万円、構成比10.2%で前年度比1.6%の減となり、前年度に比べて個人住民税、軽自動車税、入湯税では増額見込みとしておりますが、法人住民税が法人税率の改定などにより、また、固定資産税も土地価格の下落や償却資産の減価償却による影響などにより減額見込みとなり、町税全体として1,140万円の減額を見込んでおります。

また、積立基金からの繰入金を6億340万円とし、昨年度よりさらに2,190万円増やし、2年続けて多額の基金取り崩しにより予算編成をいたしました。内訳としましては、下水道事業特別会計の元利償還金の増に伴い、減債基金から1億5,000万円、文化会館空調設備改修工事への財源として公共施設整備基金から2,700万円、その他財源不足分の補てんとして財政調整基金から4億2,300万円をそれぞれの基金から取り崩しを行い、財源手当を行いました。

全体では、このように当町の歳入の63.6%を国の地方交付税と東京都の支出金が占め、自主財源である町税の10.2%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も8.9%を占め、大変厳しい状況の中、歳入の予算編成を行いました。

次に、歳出の主な構成であります。まず初めに、令和2年度予算では令和元年台風第19号災害復旧費としまして、3億6,600万円を計上させていただきました。

内訳としましては、農業施設（ワサビ田）災害復旧費として1億2,168万円、林道災害復旧費として1億2,000万円、都道204号日原街道崩落により車両通行不能となった日原地区住民の交通確保として、日原系統バス路線運行確保事業費6,200万円、水産施設（日原溪流釣場）災害復旧費として2,200万円、町道災害復旧費として2,000万円、河川災害復旧費として2,000万円となっております。

令和元年度において、台風19号による災害復旧費として10月に1億9,400万円の補正予算を計上し、専決処分をさせていただきました。また、12月補正予算におきましてもさらに1億4,700万円を増額計上させていただきましたが、令和2年度においても多くの予算を計上させていただき、町の名産品であるワサビ田復旧に対する予算や、いまだなお

日常生活支障を来している日原地区の住民の皆様への交通確保に取り組むための予算を主に計上させていただきました。

次に、土木費は13億円、構成比19.1%で、前年度比1.2%の増となります。令和2年度予算では、小丹波（宮ノ下）地内町営若者住宅建設事業が2億2,000万円、梅久保中山線落石防護網設置工事が2,500万円それぞれ皆減となっていますが、都補助道路新設改良事業費が7,000万円の増額、公営日向住宅改修事業が6,300万円の増額、氷川（南氷川）地内町営若者住宅建設事業が5,600万円の皆増、下水道事業特別会計への繰出金が公営企業会計適用に向けた計画策定委託の皆増などに伴う下水道会計の歳出増により2,500万円の増額となり、土木費全体では1,500万円の増額となっております。

なお、下水道事業特別会計における公債費は、前年度比126万円増の3億6,961万円となっており、令和2年度をピークに3億円台の償還が令和5年度まで続きます。

次に、民生費は12億5,307万円、構成比、18.5%で、前年度比9.6%の減となっております。氷川学童トイレ改修工事が600万円、地域保健福祉計画策定業務が500万円それぞれ皆増となっておりますが、障害者地域活動支援センター建設事業費が1億5,100万円の皆減、少子化対策事業における保育園保育料助成事業費が700万円の減額となっており、民生費全体では1億3,000万円の減額となります。

次に、総務費は8億8,644万円、構成比13.1%で、前年度比17.8%の増と大きな伸びとなっております。

町有地建物解体工事が1,100万円の皆減、退職手当組合負担金が1,200万円の減額となっておりますが、新住民情報系システム構築・移行作業委託が1億400万円の皆増、庁舎建設基金への積立金が5,000万円の増額となっており、総務費全体で1億3,000万円の増額となります。

次に、農林水産業費は7億7,725万円、構成比11.4%で、前年度比20.2%の減となっております。多摩の森林再生事業における森林間伐作業委託が3,400万円、森林環境整備基金への積立金が1,400万円、栃寄及び奥簡易給水施設配水管布設替え工事設計委託が900万円、栃寄簡易給水施設配水管布設替え工事が800万円、それぞれ増額となっておりますが、大丹波国際釣場管理棟建設事業が2億1,000万円の皆減、都補助林道改良事業費が5,200万円の減額となっており、農林水産業費全体では1億9,000万円の減額となります。

一般会計全体は67億9,000万円であり、これは昨年度と比較して1億1,000万円、1.6%の増で、歳入は大変に厳しい状況であります。令和元年台風19号災害に対する災

害復旧費、土木費に重点的な予算配分を行い、7年連続で60億円超となった令和2年度一般会計予算は、昨年度を上回り、過去最大の予算規模となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計では、前年度と比較して1,000万円、1.3%の減となる7億8,400万円となっております。

また、下水道事業特別会計では、元利償還金等の増により、前年度と比較して2,160万円、3.6%の増となる6億2,200万円となり、昨年度に引き続き、増額となっております。

一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業及び企業会計であります病院事業会計を加えた8会計合計では、前年度比1億2,894万円、1.3%増の100億6,685万5,000円となり、初めて100億円台の大台を突破する大型予算となりました。

次に、令和2年度の主要な事業につきまして申し上げます。

まちづくりにおきます町の最上位計画であります第5期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿いまして、令和2年度予算案の中で、特に重点としている施策や新規事業についてご説明を申し上げます。

第1章「みんなで支えるホットなまちづくり」として、「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」では、町民皆さんが明るく健やかに暮らすためには、まず健康でなければなりません。このための各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防につながる事業を実施するほか、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう着実に努めてまいります。

次に、「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む当町においては、子どもや子育て家庭の環境づくりのため、若者のふれ愛から結婚、出産、子育てまで、きめ細やかな支援を行ってまいります。

特に、重点施策の一つとしている少子化・定住化対策では、15項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業の制度を今後も推進するほか、住宅の新築や改築に対して支援する若者定住応援の助成を推進するなど、町内在住の家庭はもちろんのこと、移住者への支援も合わせて行うことにより、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等による地域の絆への維持、活力の向上に努めてまいります。

次に、「高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり」であります。多くの高齢者は、住みなれた地域で安心して暮らしていくことを望んでいます。このことから保健師等の町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら、在宅高齢者への福祉サービスを引き続き推進してまいりま

す。

また、引き続き老人クラブの運営に対し、支援を行うとともに、高齢者といいましても、まだまだお元気な方々も多いことから、シルバー人材センター事業における就業機会確保・充実を図ってまいります。

介護老人福祉施設などの施設介護サービスにつきましては、町民が将来にわたり、経済的負担を少なく施設に入所できることに配慮し、引き続き施設整備に対する補助事業費を計上させていただきました。

次に、「障害者が自立して生活できる地域づくり」では、障害のある方が地域の中で自立して自分らしく生活を送ることができるよう、医療・福祉などの連携や継続的な支援相談体制が重要となります。

特に、障害者地域活動支援センターの充実が必要なため、令和元年度にJR鳩ノ巣駅前に建設を行い、円滑な運営と社会参加が図られるよう引き続き推進してまいります。

次に、「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」では、当町では、自治会や隣組などによる地域での支え合いや助け合いによる地域コミュニティの力は非常に強いものの、少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支え合いが困難となることも想定されます。地域ささえあいボランティア事業などを通じながら安心して暮らすことができるよう、強い地域の絆の維持を推進してまいります。

第2章「やさしさ ふれあい 人と自然」として、「自然とともに歩むまちづくり」では、当町は、豊かな森林資源と水資源に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、町の環境を適切に保全していくため、環境に配慮した循環型社会の形成に努めるとともに、生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備や、公共下水道のさらなる接続の促進、簡易給水施設の安定的な維持管理を行います。

また、5月30日のごみゼロの日を中心に、住民皆様にご協力をいただいております地域の一斉清掃も環境美化活動にご尽力をいただいているところであり、引き続き美化活動に支援を行ってまいります。

次に、「誰もが住みたくなる心のかようまちづくり」では、これまでも住民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、住民が主体となったまちづくり活動の支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう、取り組みを行ってまいります。

自然災害への対応としまして、地域防災計画の改定を行い、災害情報等の円滑な伝達のため、防災行政無線戸別受信機の更新を引き続き推進してまいります。

次に、第3章「町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、文化会館や図書館などは、生涯学習の拠点として活用されておりますが、一昨年10月より指定管理施設となっており、サービスのさらなる向上に向けて適切に管理運営を支援してまいります。

また、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流として、オーストラリアへの海外派遣事業及びホームステイでの受け入れ事業などを引き続き実施してまいります。

次に、「豊かな能力と強い心を育むまちづくり」では、各学校における施設や設備については、古里小学校の西側トイレ改修事業、古里小学校図工室エアコン設置工事など、奥多摩中学校では、水道直結化事業や特別支援教室等開設事業を実施し、児童・生徒が健やかに教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。また、外国語青年招致事業指導助手や放課後子ども教室などを通じ、英語に普段から触れ合える環境を整備いたします。

次に、「誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり」では、平成30年度に第1回を開催しましたスポーツフェスティバルにつきましては、町民のスポーツへの参加を促進し、健康増進につながるため、令和2年度も開催することとし、東京2020大会パラリンピック正式種目であるボッチャなどのニュースポーツにつきましてもさらに推進してまいります。また、スポーツフェスティバルについては、パラリンピック選手などに触れ合える機会も予定をしております。

次に、伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくりでは、町内の郷土芸能を次世代に確実に継承するために、以前より実施しております郷土芸能の映像保存について、引き続き映像記録を保存事業として実施してまいります。また、児童・生徒による継承事業として、笛の演奏体験授業や氷川獅子の実施など、郷土芸能の将来の担い手の育成を図ります。また、指定文化財等の整備等を計画的に実施し、民俗芸能など文化財を適切に維持管理できるよう支援してまいります。

次に、第4章「みんなの力がつながる観光・産業づくり」として、「住民が元気になる交流観光づくり」では、緑豊かな森林や奥多摩湖など、豊富な水環境が豊かな町には、その自然環境を求め、年間212万人を超える観光客が訪れていると推計されております。近年、公共交通機関を利用する観光客が多く見受けられ、東京2020大会を契機としたインバウンドによる外国人観光客が顕著に増加していることなどが感じられます。今後も観光によるまちづくりを推進するべく、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指し、改

築されました奥多摩駅前観光トイレを初めとした観光トイレの改修、クリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃を引き続き実施し、クリーンなイメージづくりに努めてまいります。

次に、「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、森林再生事業による森林環境の整備や、内水面漁業環境活用施設整備事業を引き続き実施をいたします。

また、昨年、異常ともいえる出没を見せたツキノワグマへの対策事業など、農作物有害鳥獣対策事業も推進してまいります。

次に、「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団等の関係団体と連携しての各種イベントやPR事業の実施など、他団体の実施するイベントへの出展により、魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報を提供するほか、観光看板改修事業などを実施し、観光客の誘致につなげてまいります。

次に、第5章「住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として、「官民協働による定住対策とまちづくり」では、過疎化による少子高齢化対策や地域コミュニティの維持へつなげるため、住宅用地として分譲地の整備、町営若者住宅等の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を進めてまいります。令和2年度は、公営日向住宅改修事業、南氷川地内での町営若者住宅建設事業や子育て応援住宅建設事業などを予定してまいります。

これらの事業の実施に当たっては、地権者や空家所有者の方々を初め、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。今後も皆様方のご理解、ご協力を得ながら定住施策を推進してまいります。

次に、「成果を重視した行政改革の推進」では、第4次行政改革大綱に基づく量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみ」の改革をさらに推進するため、第4次行政改革大綱を継承した第5次行政改革大綱を制定し、町民皆様に満足いただける行財政運営を図られるよう努力をしてまいります。

また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、役場組織の見直しを行っているところでございます。

初めに、近年頻発する自然災害や今年の台風19号の災害を踏まえ、総務課に新しく「危機管理担当主幹」を配置いたします。

また、東京都オリンピック・パラリンピック準備局への係長職の派遣がこの9月末で終了する予定でありますことから、10月より新たに企画財政課へ「新庁舎建設担当主査」を配置をし、将来の庁舎建設のための準備を始めます。

以上のように、組織の見直しを行い、災害等への対応や有事の際には災害対策本部となる役場本庁舎の整備につきましては、着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施に当たっては、限りある財源を効果的、効率的に執行を行い、身の丈に合った健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見越し、庁舎建設基金を初めとした基金への積み立てを計画的に行ってまいります。

また、町税の収納率は、都内 39 市町村でナンバーワンの徴収率を誇っており、貴重な自主財源のために努力をしているところでございます。収納事務の対策を緩めることなく、自主財源の確保を図ってまいりたいと思っております。

このようにして行政改革については、市町村総合交付金が、こちらが要望した額は幾らでも来ると言う話ではなくて、毎回お話ししておりますように、今申し上げましたように、徴収の努力であったり、行政改革をしながら、きちっと東京都に認めていただくという努力もした結果、市町村総合交付金が交付されるということを重ねてお話を申し上げたいと思います。

次に、第 1 回奥多摩町議会定例会提出案件について申し上げます。

令和 2 年第 1 回町議会定例会に提出します案件につきましては、奥多摩町自治会統合に伴う関係条例の整理に関する条例など、新設条例 3 件、奥多摩町印鑑条例など条例の一部を改正する条例 10 件、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約など、規約の変更 4 件ほか、令和元年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案 8 件、令和 2 年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案 8 件の合計 33 件となります。

これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長を初め、所管の課長からご説明を申し上げますが、いずれの議案につきましても今後の町の事務事業を執行する上で必要不可欠なものでありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、冒頭でも申し上げましたとおり、多くの町民皆様からの負託を受け、4 期 16 年間の締めくくりを迎えることになりました。これまで町民皆様のご意見やご要望に対しまして、迅速に対応することを心がけ、道路や下水道等のインフラ整備、都営水道への一元化、ごみ処理や斎場利用に関する一部事務組合への加入、さらには町の特色を生かした観光や産業の振興、子どもや子育てに関する特色ある定住推進施策など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

今後も若者の定住対策と子育て対策は最重要課題ではありますが、小さなお子さんはもちろんのこと、障害をお持ちの方、働いている現役世代の方、高齢者の皆様など、すべての町民皆様が暮らしやすい町を目指し、可能な限り施策の推進を図ってまいります。この施策の推進に当たりましては、基本は、財源があるかないか、将来の財源に支障がないかということが一番重要でありますので、いろんな部分がありますけれども、前述しましたように、いかにして効率的な最重点課題を見つけながら、町民皆様のために推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、先月 28 日に全員協議会を開催させていただきました。台風 19 号に対する災害復旧対応につきましても、いま一度お話をさせていただきたいと思っております。

町では、これまでに議員皆様に初め、住民皆様に町ホームページ、広報おくたま等を通じて被害情報をお知らせしてまいりました。また、議員皆様から一般質問を含め、ご提言等をいただくとともに、災害復旧費の予算編成を行い、現在も東京都を初め、関係機関と連携を図りながら、復旧に向けての取り組みを続けているところでございます。

しかしながら、特に甚大な災害が発生しているものの、住民皆様の目に触れにくい林道、遊歩道、そして、ワサビ田の災害復旧でございますが、災害復旧費予算につきましては、これまでに 3 億 4,220 万円を計上しておりますが、今般定例会におきまして、氷川溪谷遊歩道の災害復旧設計委託料を 500 万円増額補正させていただき、予算額を 3 億 4,720 万円とする内容を提案させていただいております。また、この設計委託料 2,500 万円及びワサビ田災害復旧事業 2,552 万円並びに西川線林道開設事業 3,410 万円につきましては、工事期間確保等の関係から、東京都と協議の上、財源確保を図りながら繰越明許費とさせていただく予定でございます。

このほか観光関連の指定管理施設、計 13 施設の使用料につきましては、台風 19 号の直接的・間接的な被害等により営業上の打撃を受けたため、所管課による各施設のヒアリング実施及び減免申請を受け、町行政財産使用料審査会にて審査を行い、大沢を含む日原地区については 6 カ月の施設使用料を、他の地区については 3 カ月の施設使用料を減額することとさせていただきました。なお、当該施設の減免額合計は 1,282 万円ほどになります。

また、令和 2 年度一般会計当初予算の災害復旧事業費につきましては、過年度災害復旧事業費として 3 億 6,568 万円を計上させていただき、令和元年度からの繰越明許費、合計 8,462 万円とあわせて予算執行を図っていく予定でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

この予算に対します財源を含めた資金計画でございますが、現状では、財政調整基金か

らの繰入金を財源としておりますが、今後、ワサビ田に関しましては、激甚災害指定に伴う国の補助金を活用し、それ以外の復旧費に関しましては、東京都市町村災害復旧・復興特別交付金等を活用していく予定でございます。ただし、予定額の内示等につきましては、3月中・下旬の予定でありますので、地方自治法の定めにより、専決処分の上、財源組み替え等をさせていただき、今後の災害復旧に支障のないよう事務執行をさせていただく予定としておりますので、ご理解を賜りたいと思います。また、現在も現地調査等を続けている被災箇所もあり、令和2年度の中でも事業費等の変動が想定されますが、その都度いろんな提案をさせていただきますので、議員の皆様方にはご理解をいただきたいと思っております。

町としまして、都道である日原街道崩落の復旧につきましては、仮設橋がゴールデンウィークごろに復旧することとなりますが、完全復旧まで送迎バスや路線バスの確保など、日原地区の住民皆様に支障がないよう対応を進めております。

特に、今、放送で流しておりますけれども、大沢までは普通のバスの運行ができますけれども、それ以降についてはゴールデンウィークまで仮復旧ということで片側になりまして、大きなバスが通れません。これについて町ではバス2台、約6,000万円ほどかかりますけれども、これを買って運行してもらおう準備を進めております。

また、国民宿舎観光荘下の遊歩道大規模崩落箇所を初めとする遊歩道や寸庭線、大丹波線、名坂線を初めとした林道の復旧にも対処してまいりたいと思っております。

さらには古く江戸時代から栽培が続き、かつては将軍家にも献上され、奥多摩の名産品として知られるワサビにつきましては、この台風災害によって絶やしてはならないという強い信念で取り組むため、激甚災害指定を受け、高率な国庫補助を活用し、また、町も費用負担することで耕作者に金銭的負担のないよう復旧を行い、これからも伝統ある奥多摩ワサビの維持・普及に努めてまいります。

全協でもお話ししましたように、具体的には、今、組合等との事務を含めた細微にわたり、既に事業の開始に向けて事務を進めているところでございますので、継続して進めてまいりたいと思っております。

今後も第5期長期総合計画に定めた施策を着実に実行し、奥多摩創造プロジェクトを重点的、積極的に推進することで、だれもが住みたい、住み続けたい町の実現に向けて、私の持てる力を十分発揮してまいりたいというふうに思っているところでございます。

特に、私は、第5期長期総合計画を何回も口にいたしますけれども、町の一番最上位計画は、住民皆様が1年以上にわたってつくってくれた第5期長期総合計画であります。こ

れが町の羅針盤であり、町の指針であります。このことを原点にして5カ年計画前期・後期をつくり、さらには3年の実施計画をつくって財源確保をし、重点的に進めているわけでありますから、町の住民皆様の声を聞かないわけではなく、町の住民皆様が作った計画を私たちが実行していくというのが最新の指針であると同時に、基本的な考え方であります。

したがって、それには先ほどいろいろ申し上げておりますけれども、財源確保をどうするかということが一番大きな問題であり、財源確保なくして、いろんな事業をばらまいてやるということはできないわけですから、こういう点についても住民皆さん、議員の皆さんには十分議論をして、わかっていたきたいなというふうに思っております。

言うのは簡単でございます。しかし、財源はだれが確保していくのか。計画した部分にどういう財源手当てができるのかということ住民の皆様にきちっと示し、それを実行するというのが町長の役目ではないかなというふうに私はかたく信じております。

最後になりますが、既にご承知のとおり、中華人民共和国湖北省武漢市で発生しました新型コロナウイルスによります影響ですが、町におきましても国の要請に基づき、小・中学校の休校をこの3月2日から春休みまでと決定し、既に実施をしております。小学校では毎週火曜日を登校日として設定するとともに、家庭で学習できるような宿題を与え、また、中学校においては、全生徒にタブレットを配布していますので、これにより学習機会の確保を行うなど、極力休校の影響が出ないように努めております。保護者を初め、関係者の皆さんには負担を生じていることを承知しておりますが、児童・生徒の健康が第一でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

一方、学童保育会や町内の保育園につきましては、休会等することなく保育を実施しております。学童保育会につきましては、感染予防対策としまして体温測定やマスクの着用の推奨、アルコール消毒などを実施しており、窓をあけ、空気の換気を定期的に行い、また、接触が多いドアノブなどの消毒なども実施していく予定であります。

町としましても2月28日に庁内に新型コロナウイルス感染症情報連絡会を設置し、行政サービスを継続するため、3月中の不要不急な会議や行事の中止などを指示し、各庁舎に消毒薬やマスクを配置し、職員を含めた感染予防対策を講じております。

また、奥多摩病院におきましては、新型コロナウイルス発生以前より感染症予防対策として発熱専門の外来を設置しており、現在、入院病棟は原則面会禁止としております。また、職員には毎日の検温やマスクの着用など、院内での感染症予防対策については、今まで以上に気を配っていただいております。

この新型コロナウイルス対策につきましては、昨日でございますけれども、9時から知事との緊急要望、テレビ会見をさせていただきました。9時から30分間でございますけれども、東京都町村会として緊急要望をさせていただきました。それには私と副会長である大島の三辻町長、それから、顧問である檜原村の坂本村長、御蔵島村の広瀬村長の4人で、東京都では知事、副知事、あるいは関連の職員の方とテレビ会見をさせていただき、要望した分としては、今申し上げましたように、各町村ともマスク、アルコール、そういう資材が非常に滞っており、職員、病院等含めた、そういう部分に至急欲しい。あるいは各学校を休校にした関係で、いろんな人の手当てをした結果、人件費を含めたいろんな財源が不足している、そういう部分を支援してほしいという項目で、数項目にわたって緊急要望をさせていただきました。

知事は、そういう部分では13町村と連携をしながら、必要なものは手当てをする、あるいは必要なものはこれからも言ってほしいということでございまして、大変いい、緊急要望のテレビ電話会見で、実は集まっていたきたいということでありましたけれども、それぞれの部分でなかなか、今、都でも定例会をやっている最中でございますし、町村でも議会をやっているという状況でございますので、初めてでございますけれども、テレビの会議をさせていただいて、非常に有効であったなというふうに思っております。

そういう点では、今後も国や都の動向等も見ながら、都と連携をして住民皆様の安全を守っていくことに注視してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今申し上げましたことを基本にいたしながら、この新型コロナウイルスについてはまだまだしばらくの間、特にこの2週間が一番大事なときだというふうに言われておりますので、そういう点では、地域の皆さんの協力をいただきながら、現在の町の状況の中では非常にいろんな理解がいただいているのではないかなというふうに思っております。

以上を申し上げまして、議員皆様、町民皆様方のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。令和2年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たりましての私の施政方針とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時40分より再開いた

します。

午前 11 時 23 分休憩

午前 11 時 40 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 1 号 奥多摩町自治会統合に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 1 号 奥多摩町自治会統合に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

初めに、小河内 4 自治会の統合に当たりまして、これまでの経緯を申し上げます。平成 30 年 1 月、小河内 4 自治会において、少子高齢化、人口減少及び役員のなり手不足などから、4 自治会の現状と今後についてのアンケート調査を実施し、統合について「現役員に一任」がほぼ半数近く 48%、「早い時期に統合」が 26%、「数年のうちに統合」が 19%と、回答の 93%は統合はやむを得ないとの結果となりました。

この結果を受け、4 自治会の役員で、これからの小河内地区をどうしたらよいかなどが話し合われ、原自治会長が委員長、ほかの 3 自治会の会長が副委員長となり、総勢 16 名の委員が構成する小河内地区自治会あり方検討委員会を設置いたしました。

これまでのこのあり方検討委員会で、4 自治会の現状と共通問題として、役員のなり手不足、費用面及び自治会組織の構成など、約 2 年以上、20 回以上の検討委員会が開催され、検討が進められました。

令和 2 年 1 月 31 日付で、奥多摩町長あて、小河内地区自治会あり方検討委員会の検討結果及び自治会統合に向けた要望書が提出されたところでございます。これまで検討してきた結果、令和 2 年度は、役員の改選期に当たるため、小河内 4 自治会では、令和 2 年 4 月に統合し、新たな組織、小河内自治会を設立し、地域の活性化及び振興に資するため、4 自治会の統合が決定されたものでございます。

それでは、提案理由をご説明させていただきます。令和 2 年 4 月に小河内地区の 4 自治会が統合されることに伴い、自治会についての規定を整備する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。奥多摩町小河内統合に伴う関係条例の整理に関する条例

制定文をごらんください。この条例では、第1条で、奥多摩町自治委員等に関する条例の一部改正を規定し、第2条では、奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部改正を規定し、第3条では、奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部改正を規定するものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1条中奥多摩町自治委員等に関する条例第1条の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度の間、小河内自治会の副自治委員は、統合後の自治会運営に必要な人数を置くことができるものとする。なお、令和4年度以降の措置については、令和3年度末までに協議するものとするものでございます。

条例制定文もございますが、3つの条例の一部改正でございますので、新旧対照表で説明申し上げます。新旧対照表の1ページをごらんください。初めに、奥多摩町自治委員等に関する条例新旧対照表でございます。

第1条関係で、下線の部分が改正となり、別表中、中略以下の「原」「川野」「留浦」「峰谷」の自治会名を「小河内」自治会名とし、その区域を「原」「川野」「留浦」「峰谷」に改めるものでございます。

次に、2ページをごらんください。上段の表の奥多摩町簡易給水施設等設置条例新旧対照表でございます。

第2条関係、下線の部分が改正となり、別表第4中「峰谷自治会」を「小河内自治会」に改めるものでございます。

次に、下段の表、奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例新旧対照表でございます。

第3条関係、下線の部分が改正となり、別表第2中、「原自治会」「川野自治会」「留浦自治会」「峰谷自治会」をそれぞれ「小河内自治会」に改めるものでございます。

この条例は、3つの条例の一部を一部改正し、整理するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 澤本です。

4自治会統合ということで、小河内の方もみんな93%が望んでいるということなんです。4自治会で、今後どこが主体というか、なっていくのか。

それと、あともう一点、民生・児童委員とかなんかも出ていると思うんですけど、そう

いう人たちは改選期が4月でないと思うんで、どうするのかなと思って、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 7番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

今後の統合した自治会の主体となるところというところでございますけれども、現在4自治会の中で原自治会長がそのまま自治会長として残っていただいて、副自治会長については1名プラスして5名体制で進めていきたいということになっております。

また、今後、役員改選等も行われますけれども、民生・児童委員の任期等含めて、町全体の役員の関係につきましても現在自治会連合会で、この役員の見直しを行っているところでございます。それぞれの地域で1人という状況ではなくて、地区ごとに、例えば古里地区、または氷川、小河内地区で複数名というような役員構成も今検討しているところでございます。

ただし、民生・児童委員につきましては、そうはいかないと思いますので、各自治会というようなことになろうかと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町移住・定住応援条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 議案第2号 奥多摩町移住・定住応援条例につき

まして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、奥多摩町若者定住応援条例が失効することから、条例を制定し、補助金等の規定を整備する必要があるためでございます。

現在、奥多摩町若者定住応援条例では、若者の定住を推進するため、家の新築や購入、リフォームに最大 200 万円を限度に補助金を支給しております。また、あわせて借入金の利子についても年額 30 万円を限度に 3 カ年支給しておりますが、この条例が令和 2 年 3 月 31 日で失効することから、新たに奥多摩町移住・定住応援条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第 1 条では、条例の目的を規定しており、若者等の移住・定住を応援するための措置を講じることにより、次代を担う若者の増加を図り、もって過疎化を防止し、豊かで活力のある地域づくりに資することを目的としております。

次に、第 2 条では、用語の定義を定めるもので、1 号では、若者等を規定し、45 歳以下の夫婦、もしくは子ども（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）がいる世帯、又は 35 歳以下の者としています。

2 号は、移住・定住について、3 号は、住宅について、4 号は、増築について、5 号は、改築について、6 号は、改修について、7 号は、金融機関等について、8 号は、Uターンについて、9 号は、I ターンについての定義をそれぞれ規定しているものでございます。

第 3 条では、移住・定住応援補助等についての規定を定めるところでございます。

第 4 条では、対象を規定しており、定住を希望する若者等で、前条第 1 号の事業を行い、かつその事業費が 10 万以上であること。また、前条第 1 号の事業実施後、1 年以内のものとし、補助等を受けることができる回数は 1 回のみとする。ただし、補助金の限度額に達しない場合は、再度補助金等を申請することができるとしております。

次のページをごらんください。第 2 項として、利子補給の対象は、前条第 1 号の事業を行うために金融機関等から資金の融資を受け、次の各号に該当するものとする。1 号、融資の金額が 400 万円以上であること。2 号、償還期間が 10 年以上であること。

第 3 項、町長が特に必要と認めた者はこの条例の適用を受けることができるとなっておりますが、融資額の金額は、以前は 500 万円以上でしたが、補助金の限度額が 400 万円以上に変更しておりますので、400 万円というふうに拡充してございます。

続きまして、第 5 条では、事業を実施する場合の補助率は 2 分の 1 以内とし、補助金の

限度額は200万円とする。ただし、事業費の限度額を超えて、次の各号に該当する場合は、補助金の限度額をそれぞれ10万円上乗せする。1号、奥多摩町内に在住する事業所等に事業を請け負わせた場合。2号、壁、床等に地場木材（多摩産材）を10平米以上使用した場合。

第2項補助金の支払いは200万円までを現金とし、前項に規定する上乗せ分の補助金は、町長が指定する商品券等を支給する。

第3項利子補給率、利子補給限度額及び利子補給期間は次のとおりとする。ただし、この条例の施行期間に決定した利子補給事業は、附則第2項の規定にかかわらず、この条例廃止後においても行うものとする。町内金融機関を利用した場合は、表のとおり、1割上乗せした33万円となっており、それ以外は30万円となります。

次の第6条では、要件についての規定を定めるものでございます。

次の第7条では、申請について規定を定めるものでございます。

次の第8条では、審査についての規定を定めるものでございます。

次に、第9条では、支払いについて規定を定めるものでございます。

次に、第10条では、返還金について規定を定めるものです。次のページをごらんください。不正な手段や交付要件を欠いた場合は、補助金の全部もしくは一部を返還させる規定となっております。

次に、第11条では、権利の譲渡等の禁止について規定を定めるものでございます。

次に、第12条では、町長の委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項で施行期日を規定し、第2項でこの条例の失効を規定するもので、令和2年4月1日から施行し、令和7年3月31日限りで効力を失うものでございます。

以上で、議案第2号 奥多摩町移住・定住応援条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

5条のところ非常に気に入りました。（1）（2）両方やったら倍もらえるということで解釈していいんですかね。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 8番、小峰議員のご質問にお答えします。

第5条の補助金等の部分で1号、2号について両方やった場合については、それぞれ10万円上乘せするものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第3号 奥多摩町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成

29 年法律第 29 号) の施行に伴い、会計年度任用職員について規定を整備する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。奥多摩町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定文をごらんください。

この条例では、第 1 条で、奥多摩町職員定数条例の一部改正を規定し、第 2 条で、奥多摩町職員の分限に関する条例の一部改正を規定し、第 3 条で、奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正を規定し、最後に、第 4 条で、奥多摩町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を規定するもので、4 つの関係条例を一括して整理するための条例制定でございます。

条例制定文もございますが、4 つの条例の一部改正でございますので、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の 3 ページをごらんください。

初めに、奥多摩町職員定数条例新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第 1 条定義では、「嘱託員及び臨時に雇用する者」を「及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」の規定に改め、第 2 条第 2 項及び第 3 項中、「結核休養」の文言を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、下表の奥多摩町職員の分限に関する条例新旧対照表をごらんください。下線の部分が改正となり、第 8 条降給の効果では、「号給の直近下位の号給からその職員の属する職務の級の最低の号給までの範囲において」を「号給より 3 号下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）として」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、4 ページをごらんください。奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、附則第 2 項中、「第 17 条」を「第 18 条」に改め、別表職種の欄中、「第 1 号一般事務職」から「第 5 号看護師等の医療職」までを「第 1 号事務員・事務補助員」から「第 5 号看護師等の病院（福祉保健）医療職」までのそれぞれの職種名に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、5 ページの奥多摩町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表をごらんください。下線の部分が改正となり、第 2 条中、「嘱託員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」の規定に改め、第

17 条第 1 項中、「第 15 条第 1 項第 1 号」を「第 15 条第 1 号」に改め、「同条同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改め、第 25 条第 8 項中、「各号」を「各項」に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 3 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 3 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 3 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 3 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 3 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 4 号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第 4 号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例について提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）等の施行に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

本法の施行に伴う町関係条例の改正につきましては、令和元年第 4 回定例会におきまして、総務課長から関係条例の整備に関する条例の制定としてご提案を申し上げたところでございますが、本改正につきましては、ただいまご説明いたしました法律の改正に伴い、総務省から令和元年 11 月 19 日付で印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する通知があ

ったことによるもので、改正内容といたしましては、印鑑登録の資格を満たさない者として規定する「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の6ページをお開きください。

右側の旧と記載の欄にこれまでの条文を、左側の新と記載の欄に今回改正条文を記載しており、具体的には下線部分が改正となる箇所でございます。

第3条登録資格において、第1項は、これまで各条に「住民基本台帳法」と記載していたものを「法」に文言整理したもので、同条第2項第2号は、法改正により「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改め、次の第7条印鑑登録の制限では、第2項において、これまで第8条第1項第3号において記載しておりました「磁気ディスク」及び括弧書きでその定義を追加し、第8条印鑑登録原票では、前条に磁気ディスクの記載及び定義を記載したことから、第1項第3号の記載を削除し、第7号は、下線部分を文言整理、次のページをお開きください。第12条及び第15条は、「住民基本台帳法」を「法」になど文言の整理を行ったものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第4号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第4号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第5号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第5号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、提案の理由にもございますとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正によりまして償還金を支払うことが困難である場合は、支払い猶予ができるよう改正されたためのものと、それに合わせて文言中の整理をしたものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の8ページをお開き願います。

まず、文言整理として、第1条、第2条、第12条の下線の部分に「等」の1字を追加するものでございます。

次に、第18条第3項におきまして、下線部分を「第13条及び第14条」と変更するもので、法第13条は、償還の猶予として災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸し付けを受けた者が支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができる。法第14条は、償還の免除として、災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡したとき、精神、もしくは身体に著しい障害を受けたため、災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき、または破産手続開始の決定、もしくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還、未済額の全部、または一部の償還を免除することができる」と規定するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第5号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第6号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 菊池 良君 登壇]

○福祉保健課長(菊池 良君) 議案第6号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正府令の公布(令和元年内閣府令第7号及び第8号)に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

改正の概要といたしましては、基準となる府令の改正に基づき、特定地域型保育事業者の連携施設の要件緩和等や略称の変更、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更につきまして規定を整備する必要性が生じたためでございます。

そのようなことから今回の改正条例は大変複雑で多岐にわたっておりますので、条例改め文、新旧対照表もございますが、条例改正の概要A4判の両面の資料をお配りさせていただきましたので、その資料でご説明申し上げます。

今回の改正は、内閣府令第7号と第8号の公布に伴って整備されたものでございまして、大きく分けまして3点の改正でございます。

まず、1点目が第7号改正による内容といたしまして、町長が認める場合における連携施設の確保義務の緩和でございます。第37条から附則までの条項で改正がされてございます。その概要は、全国的に喫緊の課題となっております待機児童の解消に向けて、奥多摩町には現在ございませんが、特定地域型保育事業という0歳から2歳児を対象とした小規模な保育事業者、家庭的保育者の自宅や安全に配慮された保育室などで行われまして、

満3歳未満の子どもを対象にした家庭的保育事業や、従業員が就業中に子どもを一時預けられるように企業内に設置されました企業所内保育事業などで預かっております児童が満3歳になった際に、その児童に対して必要な教育・保育が継続的に提供できるよう、保育園や幼稚園等と連携施設を適切に確保しなければならないとされていることに対しまして、5年間の経過措置でありました確保義務をさらに5年延長するなどの改正でございます。

今回の改正条項につきましては、国の基準に従って定める事項に当たるため、同府令で定める基準に従い、条例を改正するものでございます。

次に、2点目になります。第8号の改正といたしまして、幼児教育・保育の無償化に伴う改正であり、用語略称の変更でございます。第1章、第2章第2節の括弧内の条項を除く部分及び同章第3節中の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、第3章第2節、括弧内の条項号を除く部分でございますが、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、そして、第3章第3節第52条中、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に変更するものでございます。

裏面をお開き願います。最後に、3点目といたしまして、第8号改正によります食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、第13条の部分になります。法改正により令和元年10月から保育料が無償化されましたが、3歳以上の子どもの副食費については無償化の対象外となり、免除の方もおられますが、教育・保育施設に直接支払うことになっております。

実際、町におきましては、社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例、施行規則の一部の改正を行い、保育園が保護者から徴収せずに、町の単独補助として保育園に補助することになっております。

条例上は、教育・保育施設が利用者負担額の支払いを受けることができる費用に副食費の提供に要する費用が追加されたため、町の規則も国基準に従い改正するほか、同時に、副食費についても低所得者等の除外者、免除の方についても規定をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第6号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 菊池 良君 登壇]

○福祉保健課長(菊池 良君) 議案第7号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、児童育成手当の支給要件における障害手当の基準について規定を整備する必要があるためでございます。

奥多摩町の児童育成手当条例は、東京都の市町村児童育成手当条例準則に基づき定められておりますが、奥多摩町児童育成手当条例の別表に規定されている障害手当の基準について改正するものでございます。

条例改め文もございまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の45ページをお開き願います。

別表第4条関係として下線部分を「以上」に改めるもので、その理由として、これまで障害手当の基準について「精神発育の遅滞の程度が中度以下であるもの」と記載されておりましたが、正しくは、「精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの」であるため、改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第7号の質疑を行います。質疑はございませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

確認ですけど、「以下」と「以上」の概念は同じ、程度としては同じことを表すということでもいいんですか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

程度としましては、中度は3度という意味で、それで今までこの条例の施行、昭和46年から施行していたんですが、誤記だったということで、東京都の指導監査で指摘されて、今回改正したことでございます。また、調査したところは特に不利益をこうむった方はいないということになっております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第7号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第8号 奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。病院事務長。

〔病院事務長 須崎 洋司君 登壇〕

○病院事務長（須崎 洋司君） 議案第8号 奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

条例の改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の 46 ページをごらんください。

議会の同意を要する賠償責任の免除、第 4 条中の下線部分ですが、これまでの規定にある「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 8 号の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 8 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 8 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 8 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 9 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例、日程第 15 議案第 10 号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境整備課長。

〔環境整備課長 坂村 孝成君 登壇〕

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第 9 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例及び議案第 10 号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして

は、提案理由が同一でございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本議案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）の改正に伴い、条例の一部を改正するほか、令和2年度に整備を予定してございます町営若者住宅について規定を整備するものでございます。

主な内容でございますが、第2条におきまして、新たに整備予定の町営住宅2件について規定をし、第9条では、民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しにより、個人根保証契約の極度額の設定が規定されたため、町営住宅に入居いただく際の連帯保証人が負う責任の明確化及び軽減を図ることから、連帯保証人が負う責任の極度額を入居時の使用料の6カ月分と規定するもので、住宅使用料を3カ月滞納した場合、明け渡し請求権が発生することから、その後の手続に要する期間、また、滞納の解消に要する期間として6カ月を規定するものでございます。

別表第2の改正は、町営若者住宅として賃貸するため、月額使用料を規定するもので、統一性を図るため、入居期間の延長をする場合の住宅使用料及び月額を規定するものでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。新旧対照表の47ページをお開き願います。

初めに、第2条の表中、名称の欄「若者住宅（南氷川）」を「若者住宅（南氷川第1）」に改め、同項の次に、名称「若者住宅（南氷川第2）」、位置として「奥多摩町氷川1,492番地1」、戸数に「2」を加え、同表中、名称の欄「若者住宅（海沢）」を「若者住宅（海沢第1）」に改め、同項の次に、名称「若者住宅（海沢第2）」、位置として「奥多摩町海沢912番地9」、戸数に「1」を加えるものでございます。

次の第9条第1項第1号では、「提出すること」の次に「。なお、連帯保証人が保証する極度額は、入居時の使用料6月分とする」を加えるもので、次の別表第2、中略の下段、名称の欄「若者住宅（南氷川）」を「若者住宅（南氷川第1）」に改め、次の48ページをお開き願います。同項の次の名称欄に「若者住宅（南氷川第2）」、使用料（月額）に「30,000円 ※ただし、条例第6条の2の規定により入居期間を延長する場合は60,000

円」を加えるものでございます。

次に、同表中、中略の下段、名称の欄「若者住宅（海沢）」を「若者住宅（海沢第1）」に改め、同項の次の名称欄に「若者住宅（海沢第2）」、使用料（月額）に「33,000 円 ※ただし、条例第6条の2の規定により入居期間を延長する場合は 66,000 円」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本議案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）の改正に伴い、条例の一部を改正するほか、公営住宅法の規定に合わせ、条本文文中の文言の整理を行うものでございます。

主な内容でございますが、第6条において第3項第3号「戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者」を「戦傷病者の手帳の交付を受けている者」として明確化し、公営住宅法の規定と合わせ、文言の整理を行うものでございます。

第9条では、町営住宅使用条例の改正と同様に、民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しにより、連帯保証人が負う責任の極度額を規定し、第35条第3項では、民法において5%とされておりました法定利率が見直され、年3%に改正されるとともに、市債権について法務省令の定めるところにより、3年を1期とし、過去5年の月平均金利により1期ごとに変動する制度が導入されたことに伴い、使用料の滞納などによる公営住宅の明け渡し請求時の利息を5%から法定利率に改正し、公営住宅法の規定と整合をとるものでございます。

条例の改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。新旧対照表の49ページをお開き願います。

初めに、第6条第2項第3号中の「第2条」を「第4条」に、次の下線部は「に規定する戦傷病者でその」を「の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている」に改め、「第1号」の次に「表」を加え、「又は」を「及び同法」に、「第1款症の者」を「第1款症のいずれかに該当するもの」に改め、公営住宅法の規定と

合わせた文言の整理を行うものでございます。

次の第9条は、第1項第1号中、「提出すること」の次に「。なお、連帯保証人が保証する極度額は、入居時の使用料6月分とする」を加え、保証人の責任について規定をし、次に、第29条第1項中、「第25条第1項」を「第25条」に改め、次の第35条は、50ページをお開き願います。第3項中、「年5パーセント」を「法定利率」に改め、利息について規定するもので、第46条は、第2項中、「第6項」を「第5項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第9号及び議案第10号について討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第10号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 11 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例、日程第 17 議案第 12 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 議案第 11 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例の 2 議案につきましては、関連がございますので、一括でご説明をさせていただきます。

最初に、議案第 11 号からご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、補助の対象となる年齢要件等を拡充するため規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表 51 ページをごらんください。

申込者の資格ですが、従来は「40 歳以下の夫婦又は 50 歳以下の者で子ども（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）がいる世帯」でしたが、奥多摩町移住定住応援条例の規定に合わせ、「45 歳以下の夫婦若しくは子ども（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）がいる世帯、又は 35 歳以下の者であること」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 12 号のご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、補助の対象となる年齢要件等を拡充するため規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の 52 ページをごらんください。

申込者の資格ですが、従来は「40 歳以下の夫婦又は 50 歳以下の者で子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）がいる世帯」でしたが、奥多摩町移住定住応援条例の規定に一部合わせ、「40 歳以下の夫婦又は子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）がいる世帯」に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、若者定住応援住宅は、いなか暮らし支援住宅と違い、JR 青梅線などが利用でき

る若者定住促進ゾーンに位置する利便性のよい物件であることから、夫婦の年齢は変更しないで、子どものいる家庭の要件のみ拡充するものでございます。

以上で、議案第 11 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例の 2 議案につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 11 号の質疑を行います。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

1 点お伺いしたいんですけれども、子どもの定義ですけど、これは実子だと思うんですけども、例えば養子縁組とかいうお子さんもいらっしゃるかなと思うんで、この方は含まれるかどうか確認させてください。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 9 番、石田議員のご質問にお答えします。

この子どもの定義につきましては、世帯で見えておりますので、例えば両親がいなくてもおじいさん、おばあさんに養育されている方、その他、その子どもを養育している方というふうにとらえておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 11 号の質疑を終結します。

次に、議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 11 号及び議案第 12 号について討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 11 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 12 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 10 分から再開いたします。

午後 1 時 51 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 18 議案第 13 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 原島 滋隆君 登壇]

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第 13 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、理由の欄に記載しております本広域連合を構成いたします東京都全 62 区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第 291 条の 3 の規定に基づき、別紙のとおり、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定めるため、同法第 291 条の 11 の規定により関係区市町村議会の議決を求めるものでございます。

後期高齢者医療保険料は 2 年ごとに改定され、令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料につきましては、去る令和 2 年 1 月 30 日に開会されました、令和 2 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして可決されたものでございますが、内容として、保険料の増加抑制策といたしまして、平成 30 年度及び令和元年度と同様に、関係区市町村の一般財源を投入して行う葬祭事業、保険料未収金補てんなどの特別対策の継続を区市町

村からの負担により支弁するため、2年間の時限措置として規約附則として定めるもののほか、規定の整備を行うものでございます。

規約改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の53ページをお開きください。

附則第5項ですが、下線部が変更となり、「平成30年度分及び平成31年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に改めるもので、次の54ページをお開きいただきまして、4、関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費の表の審査支払手数料相当額から葬祭費相当額まで、区市町村の100%負担として、令和2年度及び令和3年度の2年間、これまで同様に特別対策を実施するものです。

次に、備考の3、財政安定化基金拠出金相当額についての規定中、下線部の「平成30年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」に改めるもので、この財政安定化基金拠出金につきましては、平成26年から割合を0%としておりますので、表には負担割合100%とありますが、実際の負担はないということになります。

次に、附則といたしまして、第1項には施行日を、「この規約は令和2年4月1日から施行する。」ものとし、第2項では経過措置といたしまして、「この規約による変更後の、東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下、「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。」ものでございます。これは、令和元年度以前の負担金等が生じたときに対応するための規定でございます。

以上で、議案第13号 東京都後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更する規約のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第13号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第13号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第13号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 13 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 14 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第 20 議案第 15 号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 天野 成浩君 登壇]

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 14 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更及び議案第 15 号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、提案理由が同一でございますので、一括して提案のご説明をさせていただきます。

初めに、議案第 14 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、福生病院組合が令和 2 年 4 月 1 日をもって福生病院企業団に名称を変更することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、組合規約を変更する必要があるためでございます。

規約改め文もございますが、新旧対照表 56 ページをごらんください。

別表第 1 及び別表第 2 中、下線の部分が改正となり、構成団体の項及び第 1 区の欄中、「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 15 号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、福生病院組合が令和 2 年 4 月 1 日をもって福生病院企業団に名称を変更することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、組合規約を変更する必要があるためでございます。

規約改め文もございますが、新旧対照表の 57 ページをごらんください。

別表第 1 及び別表第 2 中、構成団体の項及び第 1 区の欄中、「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

なお、ただいま上程の2議案の規約変更につきましては、構成団体個々の議会の議決を経た後、各組合等で議決書を取りまとめ、東京都知事へ届け出し、許可を受けて施行することとなります。

以上で、議案第14号及び議案第15号の提案説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第14号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号の質疑を終結します。

次に、議案第15号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第15号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第14号及び議案第15号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第19 議案第14号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第15号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第16号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 16 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、福生病院組合より令和 2 年 4 月 1 日をもって地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）に規定する企業団へ移行することに伴い、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるためでございます。

改め文もございますが、新旧対照表 58 ページをごらんください。

別表中、「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は東京都知事へ届け出の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 16 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 16 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 16 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 21 議案第 16 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 16 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22 議案第 33 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 33 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、勤勉手当の算定基礎を改正するため規定を整備する必要があるためでございます。

次のページに条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

この一部改正は、勤勉手当の算定基礎から扶養手当を削除する一方、その原資は維持して勤務成績に応じて配分を行うものでございます。

第 19 条勤務手当では、第 2 項中、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案をさせていただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第 33 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 33 号の質疑を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

組合の合意を得ているということですが、具体的に何名ぐらいの職員さんの給与に影響するのかとか、どれぐらいの額が減ったり増えたりするのかというところがわかりましたら教えてください。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

扶養手当の部分でございますけれども、58 名分で、金額にすると 141 万 1,658 円ということで、この分を勤務成績に乗じて加算単価に戻して配分するというところでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

そうしますと、増える職員さんもいますし、減る職員さんも、勤勉のぐあいによってということになりますか。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） この勤務成績ですけれども、5段階評価がございまして、一番いいのは5ですけれども、5、4、3、2、1とございます。5、4、3の部分でこの職員が増えるという形になります。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第33号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第33号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第22 議案第33号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第23 奥多摩町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

本件については、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、令和2年2月25日付で奥多摩町選挙管理委員会委員長から通知されておりますので、同法同条第1項及び第2項の規定に基づき、同委員並びに補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会委員長の報告並びに地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名推選については議長において行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、指名については議長において行うことに決定しました。

お手元に配付してあります委員の原案をごらんください。

選挙管理委員会委員に、河村昉可君、小峰重徳君、三田信一君、原島富子君、以上4名を指名します。

お諮りします。選挙管理委員会委員には、ただいま指名した4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員には指名のとおり4名の方が当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、新堀幸一君、第2順位、大和正幸君、第3順位、岡部美枝子君、第4順位、木宮健一君、以上4名を指名します。

お諮りします。選挙管理委員会委員補充員には、ただいま指名した4名を当選人とし、委員が欠けた場合の補充の順序についてもただいま指名した順序で定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員補充員には、指名のとおり4名の方が当選され、委員が欠けた場合の補充の順序についても指名した順序で決定しました。

次に、日程第24 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読をいたします。

議請願第1号 令和2年3月6日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長原島幸次。
請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第1回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第1号、受付年月日、令和2年2月18日、件名、「奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書」。

陳情人の氏名、奥多摩町川井202、奥多摩病院を守る会代表世話人、藤野茂生。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号については、会議規則第37条の規定により所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月11日となっておりますので、明日3月7日から10日までの4日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月7日から10日までの4日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、3月11日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後2時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員